

各都道府県 情報セキュリティ対策担当部長 殿

各都道府県 市区町村 行政担当部長 殿

総務省自治行政局地域情報政策室長

個人情報の取扱いに係る外部委託契約の内容及び遵守状況の緊急点検について（依頼）

地方公共団体が保有する個人情報の取扱いに係る外部委託については、平成 19 年 5 月 25 日付け総行情第 42 号「外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底について」等により、徹底した個人情報漏えい防止対策として、個人情報保護条例の罰則対象への受託業者の追加、契約に違反した受託業者に対する厳正な措置、受託事業者に対する監督の強化、個人情報保護を徹底するための契約事項の見直し等をお願いしているところです。

上記通知においてお知らせした情報漏えい事案においては、①業務の委託先事業者による無断での再委託、②従業員によるデータの無断持ち出し、③委託業務終了後のデータの返還・廃棄の不徹底という問題があったと考えられます。

そこで、今後同様の事案が他の地方公共団体においても発生することを未然に防止するため、貴団体及び貴管内市区町村における個人情報の管理に係る外部委託契約の内容及び遵守状況に関し、下記により、緊急点検を行っていただき、点検の結果不備が明らかとなったときは、早急に改善措置を講じるようお願いいたします。

なお、市区町村において点検される際は、情報セキュリティ対策部局は、住民基本台帳担当部局などの他部局と十分に連携をとっていただくようお願いいたします。

今回の点検の結果等を受けて、今後必要な対応及び点検等をお願いする予定ですので、予めご了承願います。

記

1 点検対象

地方公共団体が保有する個人情報の取扱いに係る電算業務の外部委託契約であって、契約の始期を問わず、平成 18 年度及び平成 19 年度において、業務終了した又は業務継続している契約

2 点検事項

(1) 契約書の点検

外部委託先事業者との間の契約書において、以下の事項が明記されているか。

- ① 再委託の禁止（再委託可とする場合は、事前承認）
- ② 作業場所の特定（個人情報の無断持ち出し禁止）
- ③ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等の義務付け

(2) 遵守状況の点検

(1) (契約書上の明記)にかかわらず、外部委託事業者（再委託している場合は、②、③について再委託事業者を含む。）によって上記事項が実際に遵守されているか否か。

(3) 点検方法等

遵守状況の点検は、受託会社から報告書を提出させる等、適切な方法により実施して下さい

い。また、②、③については、受託会社において、再委託先の従業員も含め、受託業務に従事した全ての従業員に対し直接確認する等、適切な方法により調査するよう指導して下さい。

3 報告期限

貴団体において、貴管内市区町村における点検状況を別紙報告票によりとりまとめの上、平成19年6月27日（水）までに下記担当あて、e-mailにて、ご回答願います。
なお、その際には、住民基本台帳担当部局と十分に連携の上、ご回答願います。

（担当）地域情報政策室 脇本(a.wakimoto@soumu.go.jp) 利根(k.tone@soumu.go.jp) （念のため上記両名に送信願います） T E L 03 - 5253 - 5525 F A X 03 - 5253 - 5529
--